

1 処分を受けた税理士

氏 名： 森藤 洋隆

登録番号： 第83745号

2 処分の内容

令和3年6月16日から6月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）

税理士法人Aの社員税理士である被処分者は、Aの関与先であったB社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う契約を締結していたにもかかわらず、B社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。